二　前号のイからハまでに掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円））

3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する建設事業主団体等　前号ロ(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ　（略）

4　（略）

(2)　第二回評価時入職率等算定期間における口に規定する事業所における離職者の数を二で除して得た数を第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、雇保則第百十八条第二項第一号ロ(5)に規定する割合以下であること。

二　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する場合　次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する場合　当該措置の対象となった登録基幹技能者等一人につき、一年当たり三万三千二百円（雇保則第百四条第二号ロに規定する生産性要件（以下「生産性要件」という。）に該当する中小建設事業主にあっては、四万二千円）

(2)　前号イ(2)に該当する場合　当該措置の対象となった登録基幹技能者等一人につき、一年当たり六万六千五百円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、八万四千円）

ロ　前号ロに該当する場合　五十七万円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、七十二万円）

ハ　前号ハに該当する場合　八十五万五千円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、百八万円）

3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する建設事業主団体等　前号ロ(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。第五項及び第六項第一号イ(1)(iii)において同じ。）にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円））

ハ　（略）

4　（略）